関係各位

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長 (公印省略)

令和2年度第I期東京都主任介護支援専門員研修の実施について

平素より、東京都における介護支援業務の円滑な運営に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京都では、地域包括ケアシステム実現に向けて、地域で中核となって活躍しうる高い能力と意欲がある方を主任介護支援専門員として養成する目的で、令和2年度第 I 期東京都主任介護支援専門員研修を下記のとおり実施いたします。本研修の受講を希望する方は、本通知の内容を確認の上、お申込みください。

なお、受講者は、各区市町村が受講推薦者として推薦した方の中から東京都が決定します。区市町村から の推薦がない場合は、本研修は受講できませんので予め御了承ください。

記

1 主任介護支援専門員研修の目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導など、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成することを目的とする。

2 実施主体(事務局)

特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会(東京都が委託)

3 受講対象者

原則として東京都登録の介護支援専門員であって、令和2年5月1日現在、**下記の要件を全て満たす** 者のうち、区市町村が推薦し、都が審査の上、受講者として適切であると認めた者

4 受講要件

(1) 勤務要件

都内の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所又は介護保険施設等(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護(介護予防を含む。)の事業所、小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)の事業所、認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む。)の事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護の事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防支援事業所及び基準該当介護予防支援事業所)において、常勤専従の介護支援専門員又は主任介護支援専門員に準ずる者として配置され、勤務していること。

(2) 研修要件

次のアからウのいずれかの研修を修了していること。

ア 平成18年度以降に各都道府県が実施する介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡ(※1)

- イ 平成18年度以降に各都道府県が実施する介護支援専門員専門研修I及び各都道府県が実施する 更新研修(実務経験者向け20時間(28年度以降は32時間))(※2)
- ウ 各都道府県が実施する更新研修(実務経験者向け53時間(28年度以降は88時間))
- (※1) 平成15年度から17年度までの間に各都道府県が実施した介護支援専門員現任研修基礎課程 I 又は基礎課程 II を修了し、専門研修 I の受講が免除となっている者を含みます。
- (※2) 介護支援専門員更新研修(実務未経験者向け44時間(28年度以降は54時間)) は本要件の 研修に該当しませんので御注意ください。

(3) 実務経験要件

次のアかイのいずれかに該当すること。

- ア 常勤専従の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60か月)以上あること。
- イ 国若しくは都道府県が実施したケアマネジメントリーダー養成研修を修了しているか、又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、常勤専従の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36か月)以上あること。

(4) 区市町村推薦要件

利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できている者のうち、次のアからウのいずれかに該当し、本研修修了後、地域の中核となって活躍しうる高い能力及び意欲がある者(※1)

- ア 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者。(「主任介護支援専門員に準ずる者」の要件については、「地域包括支援センターの設置運営について(通知)」 (平成18年10月18日付老計発第1018001号、老振発第1018001号及び老老発第1018001号)の「6 職員の配置等(1)センターの人員」参照のこと)
- イ 質の高いケアマネジメントを実施し、地域の介護支援専門員の研修、支援及び連携体制の構築業務 を担い、地域全体のケアマネジメントの向上に資することが期待される者
- ウ 居宅介護支援事業所の介護支援専門員であって、管理者として配置されている者で、本研修修了後は区市町村が行う事業等に協力する意思がある者(同一事業所内に主任介護支援専門員がいる場合を除く(※2))
- (※1)「利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できている者」はケアプランの確認やケアプラン点検・指導・監査の結果、面談などを踏まえて推薦することが考えられます。
- (※2) 同一事業所内に主任介護支援専門員がいる場合は、ウの区分に該当しません。
- ※各区市町村における推薦基準等がある場合がありますので、各区市町村担当課(P21-22 別紙 1 参照) に御確認願います。

(5) その他

- ア (1) 勤務要件と(3) 実務経験要件については、(1) に記載のある介護事業者等の管理者(平成30年度 から居宅介護支援事業所の管理者以外にも拡充)と介護支援専門員の兼務は、「常勤専従」とみな すものとします。
- イ 介護支援専門員として勤務しているとは、介護支援専門員として配置され、現にケアプラン(予防を含む)を作成していることをいいます。例外として、介護保険事業所等の管理者を兼務している場合には、ケアプランを作成していなくても申込みができるものとします(研修の受講に当たっては、過去の担当事例や指導事例の提出が必要です)。なお、単に要介護認定のための認定調査のみ行っている場合は、(1)勤務要件と(3)実務経験要件として認められません。
- ウ 地域包括支援センターにおいて、保健師・社会福祉士として配置されている場合は、(1) 勤務要件 と(3) 実務経験要件として認められません。
- エ <u>平成30年度、令和元年度において本研修を申込んだにも関わらず「定員超過」で受講不可となった方については、基準日時点において「4.受講要件(1)勤務要件」を満たしていなくても申込</u>みができるものとします。

5 研修受講地の変更(平成28年度から)

平成28年度から本研修の受講地は「勤務地」から「登録地」に変更になりました。

他道府県の介護支援専門員資格登録簿に登録をしている方が東京都で主任研修を受講する場合は、登録移転又は受講地変更の手続きが必要です。

(1) 登録移転を行う場合

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課ケアマネジメント支援担当 (03-5320-4279) に受講者本人が御連絡ください。(登録移転は研修受講を確約するものではありません。登録移転をしても、受講要件を満たさない場合や募集定員を超えた場合など、受講ができない場合もあります。)

次回以降の研修を申し込む予定の方については、登録移転の手続きをすれば、(2)の手続きは不要になりますので、登録移転について御検討いただきますようお願いいたします。

※登録移転の詳細については、以下ホームページを御確認ください。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/touroku/tourokuiten.html

(2) 受講地変更を行う場合(他道府県登録の者が東京都で研修を受講する場合)

受講地変更の手続は、<u>受講決定後に</u>受講者本人が登録している道府県に受講地変更申請書を提出することにより行います。手続きの詳細については、受講決定通知時にお知らせします。

※受講決定時に通知する指定の期日までに登録移転又は受講地変更の手続が完了しない場合は受講決定を取り消すことがあります。

6 「主任介護支援専門員研修」の修了要件

本研修の全科目を修了していること。

7 募集人員及び研修日程

(1) 募集人員

800名

(2) 研修日程

P23 別紙 2 の「研修日程・会場及び、研修カリキュラム」を御確認ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、延期、中止等が生じる場合があります。

また、島しょ町村事業所に勤務する受講者については、受講決定後に他コースへの日程変更が可能です(P23「島しょ町村事業所に勤務する受講者の研修日程に係る特例」参照)。

8 受講手続

(1) 申込書類

ア 令和2年度東京都主任介護支援専門員研修 受講者一覧…P7 (届出様式 主-1)

※事業所として複数名受講希望者がいる場合のみ事業所が作成

- **イ 令和2年度第Ⅰ期 東京都主任介護支援専門員研修 受講申込書…P9・10**(届出様式 主-2)
- ウ 令和2年度東京都主任介護支援専門員研修 受講申込書 別紙···P11 (届出様式 主-2)
- 工 東京都主任介護支援専門員研修実務経験証明書総括表······P12(届出様式 主 3 総括表)
- 才 東京都主任介護支援専門員研修実務経験証明書·······P13(届出様式 主-3)※1
- **カ 介護支援専門員証の写し(A**4サイズの用紙にコピーしたもの。拡大コピーの必要なし。)
- <u>キ 令和2年度第Ⅰ期 東京都主任介護支援専門員研修 従事者一覧</u>…P14(届出様式 主-4)※2なお、申込書類は東京都介護支援専門員研究協議会のHPよりダウンロードすることができます。

(URL: http://cmat.jp/syunin/)

※1:オの証明者である<u>法人</u>が解散等の事情により証明書を作成できない場合は、以下担当まで御連絡 ください(法人が解散等した場合のみ。事業所は廃止したが法人が存続する場合又は事業承継 により承継後の法人が存続する場合は、当該法人の発行した実務経験証明書が必要になります。 また、法人が解散したものの元代表者により実務経験証明が可能な場合は当該者の証した実務 経験証明書を御提出ください。)。

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課ケアマネジメント支援担当

E-Mail: S0000615@section.metro.tokyo.jp

上記メールアドレスに、件名を「ケアマネ問合せ 実務経験証明書」、本文に①氏名、②介護支援専門員登録番号、③連絡先電話番号、④実務経験の確認を希望する法人名(⑤から⑧について同じ)、⑤事業所名、⑥事業所番号、⑦事業所住所、⑧従事期間を記入したメールをお送りください。

※2:キについては、4(4)区市町村推薦要件においてウの区分に該当する場合のみ提出が必要です。

(2) (1)の添付書類(4受講要件の関係)

- ア 常勤専従の介護支援専門員としての配置状況が確認できる書類【4(1)勤務要件】(P26 別紙 3 参照)
 - ※現在の勤務先<u>(同一敷地内における介護事業者等の管理者との兼務の場合は両方の勤務先)</u>の直近の「変更届出書」(指定後変更がない場合は「新規指定申請書」)及び届出書に添付されている「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の写し
 - ※地域包括支援センター業務と介護予防支援業務を行っている場合は、両方の「変更届出書」又は 「新規指定申請書」及び「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の写しを提出してください。
 - ※「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は都又は区市町村に届出をしているものの写しを必ず提出してください。本研修受講のために作成したものを提出した場合は受講不可となります。

イ 研修修了証明書の写し【4(2)研修要件】

研修要件のいずれか該当する研修の修了証明書の写し。

研修修了時から氏名が変わった場合は、添付する修了証明書に介護支援専門員登録番号が記載されていない場合に限り、戸籍抄本(写し可)も添付すること。

※<u>該当研修を東京都で受講している方のみ、添付の省略が可能</u>です(氏名変更時の戸籍抄本も省略 可能)。他道府県で受講した方は、省略は不可なので御注意ください。

<u>ウ ケアマネジメントリーダー養成研修修了証明書の写し、又は日本ケアマネジメント学会認定ケア</u>マネジャー認定証の写し【4(3) 実務経験要件 イ】

実務経験要件イに該当する場合は添付すること。

(3) 提出書類の省略等について

以下に該当する方については、提出書類の省略又は写しの提出が可能なものとします。

対象者	提出書類
平成30年度、令和元年度に区市町村	(1) ア〜キ
の推薦はあったが、 <u>受講要件が充足し</u>	※ウ~カについては、以前提出した書類と同一の書
<u>ておらず受講ができなかった者</u>	類を提出する場合は、写しでもよいものとします。
平成30年度、令和元年度に区市町村	(1) ア、イ、キ
の推薦はあったが、 定員超過により受	※ウ~カ及び(2)は省略できるものとします。
<u>講できなかった者</u>	※基準日において「4.受講要件(1)勤務要件」
	を満たしていなくても申込可。

(4) 申込締切日

令和2年5月25日(月曜日)必着

(5) 受講申込書提出先及び提出方法

ア 所属事業所の所在地がある区市町村の主任介護支援専門員研修を担当する所管課

(P21-22 別紙 1 参照)

- イ 持参又は郵送で提出してください。
- ウ 事業所で複数名希望者がいる場合には、受講者の人数分の申込書と一緒に「令和2年度第1期 東京都主任介護支援専門員研修 受講者一覧P7(主-1)」を添付し、事業所でまとめて提出して ください。
- エ 書類は、8(1)申込書類ア~キ、(2)添付書類ア~ウの順に綴ってください。
- ★申込に当たっての注意
 - 注1 申込書は管理者が本通知及び申込書の内容を確認の上、署名・押印してください。
 - 注2 申込者が区市町村を通さず直接研修実施機関へ申し込んだ場合は無効となります。
 - 注3 申込において不正があったときは、当該申込は無効になり、受講決定が取り消されます。
 - 注4 提出された申込書及び添付書類は返却いたしません。

(6) 受講決定

受講決定者には本人[自宅住所]宛に<u>7月17日(金曜日)頃(予定)</u>受講決定通知書を発送します。 なお、受講者は、各区市町村が推薦した方の中から都が審査の上決定します。受講者数によっては、 希望のコースで受講していただけない場合や、推薦者数が定員を超えた場合は、受講が出来なくなる ことがありますので、予め御了承の上お申込みください。

- **※**申込者で、7月27日になっても受講決定通知が自宅に届かない方は P1「2 実施主体(事務局)」 (03-3263-5636) までお問い合わせください。
- ※他の道府県に介護支援専門員の登録をしている場合は、受講地変更の手続が必要になります(「5研修受講地の変更(平成28年度から)」参照)。<u>別途指定する期日までに受講地変更の手続が完了し</u>ない場合は研修受講ができませんので、受講決定を取り消します。

9 受講料及び納付方法

(1) 受講料

52,600円

(2) 納付方法

指定課題を提出いただいた後、事務局から送付される納入通知書により納付してください。 なお、納入に際しては、次の点について予め御了承ください。

- ア 納付は<u>8月17日から8月25日(予定)までに</u>お願いします。
- イ <u>納入通知書記載の期限までに納付されない場合は、受講決定を取り消すことがあります</u>ので、納 入期日は厳守してください。
- ウ 納付は受講者本人の氏名でしか行えません。法人名での納付はできません。
- エ 一旦納付された受講料は、研修を欠席した場合や受講決定が取り消された場合でも返還できません。

10 研修受講上の注意

- (1) 研修会場までの交通費及び宿泊費等は、受講者負担です。
- (2) 受講に当たって不正等が発覚したときは、その時点で受講決定を取り消します。
- (3) 受講決定後、「対人援助者監督指導の演習」と「個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開の演習」で使用する事例を各1事例(計2事例)所定の書式に従って提出していただきます。 提出締切日及び提出方法等の詳細については、受講決定時にお送りする「受講の手引き」に記載します。

提出締切日及び研修当日に事例の提出がない場合又は提出書類に不備があり指示に従わない場合は、研修受講の意思がないものとみなし、受講決定を取り消します。

11 修了証書の交付

本研修の全科目を修了した方に対し、東京都主任介護支援専門員研修修了証書を交付します。

12 修了者名簿及び研修のまとめの取扱い

主任介護支援専門員(本研修の修了者)の方には、今後、地域の中核となって活躍いただきたいという 本研修の趣旨を踏まえ、本研修修了者の名簿を作成し、都内の区市町村に提供します。また、研修最終日 に御提出いただく研修のまとめについて、推薦区市町村に提供します。

13 個人情報の取扱い

申込書及びこれに添付された書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い、本研修の運営、介護支援専門員の名簿管理及び上述した目的以外に利用することはありません。

14 主任介護支援専門員の更新制度について

主任介護支援専門員については、介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)及び介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第265号)の一部改正により、平成28年4月1日から更新制度が導入され、更新時における新たな研修(主任介護支援専門員更新研修。以下「主任更新研修」という。)が創設されました。主任介護支援専門員を更新する場合は、本研修修了後5年以内に主任更新研修を修了することが必要になります。(主任更新研修の受講要件は別紙4参照)

15 その他

- (1) 主任研修を修了した場合であっても、介護支援専門員証の有効期間を更新する場合は、更新に必要な研修(介護支援専門員専門研修等)の受講が必須となります。
- (2) 平成17年度に一般財団法人(旧 財団法人)長寿社会開発センターが開催した「地域包括支援センター職員研修(主任介護支援専門員コース)」は介護保険法施行規則第140条の68第1項で定める「主任介護支援専門員研修」ではありません。

主任介護支援専門員になるためには、平成18年度以降に各都道府県で実施する介護保険法施行規則第140条の68第1項に基づく「主任介護支援専門員研修」(本研修)を修了する必要があります。 (東京都で実施した主任介護支援専門員研修については、東京都知事名の修了証書を発行しております。)

(3) 本研修は、国の教育訓練給付金制度の対象研修として指定を受けており、対象となる方については、ハローワークへの申請により受講料の一部の給付を受けることができます。給付に当たっては、必要条件や研修受講前に必要な手続き等がありますので、下記ハローワークホームページで御確認ください。

【ハローワーク インターネットサービス「教育訓練給付制度」】

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

※「特定一般教育訓練給付金」の項目を参照)

16 問合せ先

受講申込書を提出する先の区市町村(別紙1を御参照ください)

なお、本研修の内容(上記 7, 9, 10, 11, 12)に関することは P1 [2 実施主体(事務局)] (03-3263-5636) までお問合せください。

また、教育訓練給付金(上記 1 5 (3)) に関することは、最寄りのハローワークまでお問合せください。 (全国ハローワークの連絡先等: https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html)

令和2年度第 I 期 東京都主任介護支援専門員研修 受講者一覧

令和 年 月 日

所在地 事業所名

担当者氏名 連絡先電話番号

	氏 名	受講理由
1		
2		
3		
4		
5		

注)事業所として複数名受講希望者がいる場合に提出してください。

このページは白紙です。

※この書式はホームページ(http://cmat.jp/syunin/)からダウンロードできます。

令和2年度第 I 期 東京都主任介護支援専門員研修 受講申込書

令和2年度第Ⅰ期 東京都主任介護支援専門員研修について、研修通知の内容を了解した上で、下記のとおり申し込みます。 令和

年

月

 \Box

事業所管理者氏名 印 1 受講者基本情報 フリガナ 性 別 男 女 年 氏 名 囙 生年月日 (和曆) 月 日 自宅電話 受 住所 講 携帯電話 希 介護支援専門員 望 登録都道府県 者 登録番号 本 受講決定後受講地変更の手続予定 平成 他道府県登録者 介護支援専門員証 □ 登録移転手続中 年 月 Н (いずれかに☑) 有効期間満了日 □ 受講決定後登録移転の手続予定 令和 ※登録都道府県が東京都以外の方は以下に自書してください。 受講地変更又は登録移転の手続きを指定期日までに行うことを同意します。 (注)添付する介護支援専門員証の写しのとおり記載してください。 更新手続き中の場合、右の□に✔をご記入ください。□ 更新手続き中 氏名(自書)

□ 介護支援専門員証の写し(A4サイズの用紙にコピー。拡大不要。)

平成30、令和元年度において、定員超過により受講不可だっ
た方は□に √ をご記入ください。
□ 添付書類の省略あり

2 受講要件

(1) 勤務要件(在籍出向等のため、在籍している事業所等と実際に勤務している事業所等が異なる場合は、実際 勤務している事業所等をご記入ください。)

	事業所名			事業所番号
現在	所在地	T -		
の	電 話		FAX	
勤務先	事業所形態	1 地域包括支援センター (職種 2 居宅介護支援事業所 3 その他()	(左で「1」の場合) 地域包括支援センターにおいて配置されている職種 が確認できるものを添付

【添付書類】以下の書類を添付し、□に✔を御記入ください。

常勤専従の介護支援専門員としての配置が確認できる書類

- □ 都又は区市町村に届出をしている現在の勤務先の直近の「変更届出書」(指定後変更がない場合は「新規指定申請書」) 及び届出書に添付されている「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧」の写し
 - ※地域包括支援センター業務と介護予防支援業務を行っている場合は、両方の「変更届出書」及び「従事者の勤務の体制 及び勤務形態一覧表」の写しを提出してください。 ※管理者と介護支援専門員を兼務している場合で、同一事業所でない場合は、それぞれの事業所の「従事者の勤務の体
 - 制及び勤務形態一覧表」の写しを提出してください
 - ※「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は都又は区市町村に届出をしているものの写しを必ず提出してく ださい。本研修受講のために作成したものを提出した場合は、受講不可となります。

(2) 研修要件

修了した研修についてご記入ください

研修名	受講都道府県		修了年	月日		修了番号
専門研修 I (現任研修基礎課程 I 又は II)		平成 令和	年	月	日	
専門研修Ⅱ (更新研修20時間又は32時間) ※複数回受講している場合は直近 の研修を記入してください。		平成	年	月	田	
更新研修(53時間又は88時間)		平成 令和	年	月	日	

※なお、実務従事者基礎研修は上記研修に該当しませんのでご注意ください。

裏面へ

<u>※管理者の方が内容を確認し、署名・押印の上、御提出ください。</u> ※この書式はホームページ(http://cmat.jp/syunin/) からダウンロードできます。

		【添付書類】以下の書類を添付し、□に✔を御記入ください。 ①下記研修の修了証書の写し(東京都で受講した研修は省略可) □ 専門研修 I □ 現任研修基礎課程 I □ 現任研修基礎課程 I □ 専門研修 II (直近のもの)□ 更新研修20時間□ 更新研修32時間□ 更新研修53時間□ □ 更新研修88時間 ② □ 修了証書の交付後、氏名の変更があった場合で、修了証書に登録番号の記載がない場合戸籍抄本(写し可)
(フ	 務経験要件(該当する口に✔を御記入ください。) □ 常勤専従の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年以上ある。 ↑ 国又は都道府県が実施したケアマネジメントリーダー養成研修を修了しているか、又は、日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャーであって、常勤専従の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年以上ある。
	(忝付書類】 「イ」に該当する場合は以下の書類を添付し、□に✔を御記入ください。 D □ ケアマネジメントリーダー養成研修修了証の写し又は日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー認定証の写し D □ 修了証書又は認定証の交付後、氏名の変更があった場合は戸籍抄本(写し可)
(2	市町村推薦要件 次のア〜ウの該当する区分に〇をつけてください。 区市町村毎の推薦要件がありますので、御確認ください。)
	フ	現に地域包括支援センターで「主任介護支援専門員に準ずる者」として配置されている。 ※地域包括支援センターで勤務していても、「主任介護支援専門員に準ずる者」として配置されていない 場合は「イ」になります。
	/	質の高いケアマネジメントを実施し、地域の介護支援専門員の研修、支援及び連携体制の構築業務を担い、地域全体のケアマネジメントの向上に資することが期待される者のうち、区市町村が推薦する者。 ※ア及びウ以外の者。
	Ļ	居宅介護支援事業所の介護支援専門員であって、管理者として配置されている者で、本研修修了後は区市町村が行う事業等に協力する意思がある者(同一事業所内に主任介護支援専門員がいる場合は除く(※)) ※同一事業所内に主任介護支援専門員がいる場合は「イ」になります。 【添付書類】以下の書類を添付し、口に✓を御記入ください。 □ 令和2年度第Ⅰ期 東京都主任介護支援専門員研修 従事者一覧(届出様式 主-4)
3	第	【2の研修カリキュラムを参考に、希望する受講コースを第5希望まで記入してください。 「51希望(コース)第2希望(コース)第3希望(コース)第4希望(コース)第5希望(コース) 「5希望までに希望しないコース(空欄)がある場合は右の□に✔を御記入ください。 □ 受講コース空欄あり
4	(グ)	支援専門員の基礎資格・経験等を口欄にチェックしてください。 レープ演習を行う際の班分け の参考にします。) 医師・歯科医師 □ 薬剤師 □ 保健師 □ 助産師 □ 看護師・准看護師 青神保健福祉士 □ 社会福祉士 □ 介護福祉士 □ その他経験等()
5	身体 口 オ	ぶの障害等受講における配慮の有無(希望する場合は、その内容を記入してください。) 下要 □ 要(内容:
		情報の取り扱いへの同意 、主任介護支援専門員研修修了者としての活動支援のため、研修修了者名簿への記載、介護支援専門員の名簿登録
	及び	、主任力優又援等门員切信修了有としての活動又援めため、切修修了有名傳、の記載、力優又援等门員の名傳登録 区市町村に私の個人情報(氏名・勤務先・勤務先住所・勤務先電話番号・介護支援専門員登録番号・修了証書番号・主 効期間等)を提供することに同意いたします。
		令和2年 月 日 <u>氏名(自署)</u> <u> </u>

※この書式はホームページ(http://cmat.jp/syunin/)からダウンロードできます。

届出様式 主一2

令和2年度第 I 期 東京都主任介護支援専門員研修 受講申込書 別紙

令和 年 月 日

フリガ	ナ									
申込者」	氏名						昭和 平成	年	月	日生
受講動機										
研修受講履歴	(東京主催	京都・区市町村	可·東京都 平成18年	介護支援	受専門員に開催さ	研究協語 されたもの	議会・日本))	ケアマネ	ジメント学	会等が

注)研修受講動機には、研修で学びたいこと、研修修了後に地域でどのような役割を果たしたいか等を記載してください。

注)研修受講履歴には、介護支援専門員の法定研修以外の研修を直近のものから記載してください。

東京都主任介護支援専門員研修 実務経験証明書総括表

フリガナ	介護支援専門員登録番号				
申込者氏名					

【注意事項】

- 1 実務従事期間が古い順に記入してください。
- 2 通算した従事期間のうち、1か月に満たない部分は切り捨てます。
- 3 事業所欄が不足する場合は、コピーをして使用してください。

	事業所名	(上段)実務従事期間・(下段)算定対象期間	通算期間
1		年 月 日 ~ 年 月 日	
		(除算期間 年 月 日 ~ 年 月 日	年 か月
		年 月~ 年 月	
	事業所名	(上段)実務従事期間・(下段)算定対象期間	通算期間
2		年 月 日 ~ 年 月 日	
2		(除算期間 年 月 日 ~ 年 月 日	年 か月
		年 月~ 年 月	
	事業所名	(上段)実務従事期間・(下段)算定対象期間	通算期間
		年 月 日 ~ 年 月 日	
3		(除算期間 年 月 日 ~ 年 月 日	年 か月
		年 月~ 年 月	
	事業所名	(上段)実務従事期間・(下段)算定対象期間	通算期間
4		年 月 日 ~ 年 月 日	
1		(除算期間 年 月 日 ~ 年 月 日	年 か月
		年 月~ 年 月	
	事業所名	(上段)実務従事期間・(下段)算定対象期間	通算期間
5		年 月 日~ 年 月 日	
Э		(除算期間 年 月 日 ~ 年 月 日	年 か月
		年 月~ 年 月	
	事業所名	(上段)実務従事期間・(下段)算定対象期間	通算期間
6		年 月 日~ 年 月 日	
O		(除算期間 年 月 日 ~ 年 月 日	年 か月
		年 月~ 年 月	
			中郊公市 地胆 人利

実務従事期間合計 年 か月

※この書式はホームページ(http://cmat.jp/syunin/)からダウンロードできま	す。
《複数の実務経験証明書が必要なときは、コピーして使用してください。》	

	No.					
--	-----	--	--	--	--	--

届出様式 主一3

東京都主任介護支援専門員研修 実務経験証明書

令和 年 月 日

所在地 法人等団体名 代表者職·氏名

実印

担当者氏名 連絡先電話番号

下記の者は、標記研修の受講を申し込むに当たり、令和2年5月1日までの期間において、 常勤専従の介護支援専門員として、以下のとおり勤務した経験を有することを証明します。

フリガナ						介護	養支	援耳	専門	員	登	録	番:	号	
申込者氏名															
事業所名															
1. 26/21. [1	事業種別			<u> </u>	事業所	番号									
所在地	〒 −														
実務従事期間 (常勤専従) (A)	(上記のうち、病何 年 通算〔	三月				又は非 月	年常勤日			月	定隊	余外	日,期	間	

居宅介護支援事業所<u>以外</u>の管理者と介護支援専門員を兼務した期間(該当者のみ記入) (※4)

		年	月	日	~		年	月	目	
実務従事期間	上記のうち、帰	対休等によ	り実務に従	έ事して い	なかって	た期間等算定	除外期間])
(兼務) (B)	l	年 月	日	\sim		年月	日			ل
	通算 〔	年	か月〕			事業種別	[i]			

- ※1 右上太枠線内以外を<u>申込者が自書した場合、本証明書は無効となります。</u>必ず団体・法人 等の証明権限を有する方が作成してください。(申込者と証明権限を有する者とが同一の場合を 除きます。)
- ※2 実務経験証明書の内容が事実と異なる場合、本証明書は無効となります。
- ※3 管理者と介護支援専門員の兼務は「常勤専従」とみなしますので、期間に算入することができます。
- ※4 <u>居宅介護支援事業所で</u>管理者と介護支援専門員を兼務している場合は、A欄に兼務期間を含めて 記載し、B欄には記載しないでください。
- ※5 居宅介護支援事業所<u>以外</u>で常勤専従の期間と兼務の期間がある場合には、A欄とB欄に分けて 記載してください。

届出様式 主一4

令和2年度第 I 期 東京都主任介護支援専門員研修 従事者一覧

令和 年 月 日

所在地 事業所名 担当者氏名 連絡先電話番号

所属の事業所内で介護支援専門員として従事している者についてご記入ください。

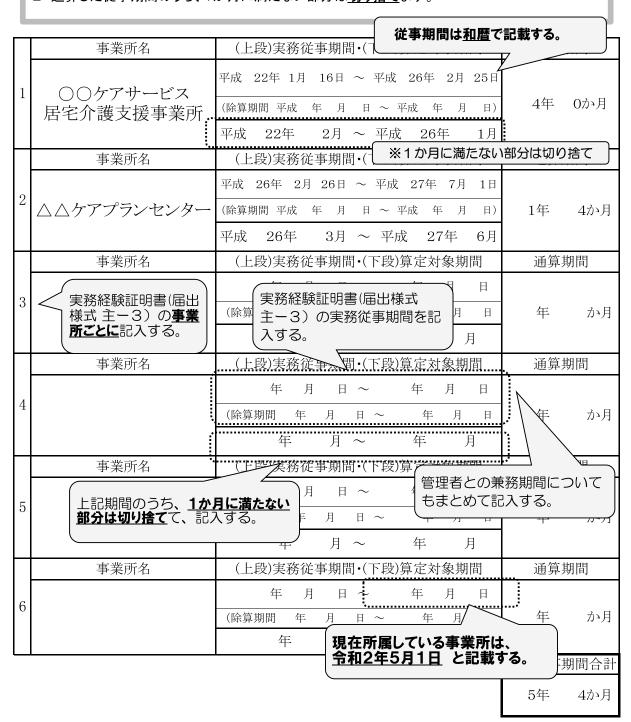
	氏名	介護支援専門員 登録番号	主任介護支援専門員 の有無(該当する方に〇)	備考
1			有 :無	受講希望者 本人
2			有 • 無	
3			有 • 無	
4			有 • 無	
5			有 · 無	
6			有 · 無	
7			有 · 無	
8			有 · 無	
9			有 · 無	
10			有·無	

記入例

東京都主任介護支援専門員研修 実務経験証明書総括表

フリガナ	トウキョウ ハナコ		Ś	广護支	援専門	門員登	録番	号	
申込者氏名	東京 花子	1	3	0	5	9	9	9	9

- 1 実務従事期間が古い順に記入してください。
- 2 通算した従事期間のうち、1か月に満たない部分は切り捨てます。



No. 総括表のNo

届出様式 主一3

記入例

東京都主任介護支援専門員研修

実務経験証明書

上記太枠(No)以外本人が自署した場合は無効となります。 (申込者と証明権限を有する者とが同一の場合を除く。)

令和 年 月 日

法人の代表者が発行し、実 印を押印すること。 法人の代表者以外が発行し た場合や、実印が押印され ていない場合は無効とします 所在地

東京都千代田区千代田3-4-5

法人等団体名 株式会社ハッピー介護

代表者職•氏名 代表取締役 介護太郎

実印

担当者氏名

人材 京子

連絡先電話番号

03-0000-***

下記の者は、標記研修の受講を申し込むに当たり、令和2年5月1日までの期間において、 常勤専従の介護支援専門員として、以下のとおり勤務した経験を有することを証明します。

フリガナ	トウキョウ	ハナコ	介護支援専門員登録番号
申込者氏名	東京	花子	1 3 0 5 9 9 9 9
事業所名	○○ケアサ	ービス居宅介護支援事業所	同一法人内でも事業所ごとに1 枚ずつ作成ください。
7. NO/NT II	事業種別	居宅介護支援事業所事	F業所番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
所名 従事期間は	<u>和暦</u> で記載する		現在所属している事業所は、 令和2年5月1日 と記載する。
実務従事期間 (常勤専従) (A)	平成	病休等により実務に従事していな 年 月 日 ~ 平成 4年 0か月〕	平成 2 6 年 2 月 1 5 日 かった期間又は非常勤・兼務等算定除外期間 年 月 日
居宅介護支援事業	所以の管理		1 か月に満たない部分は切り捨て した期間(該当者のみ記入) (※4)
「常勤専従の介 従事している期 のうち、病休等 いなかった期間 定除外期間」に	により実務に従 なは非常勤・新	は「上記 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	者との兼務期間がある場合の記 まはP17~19参照
	- ロレ邦 ひ くへ/この	50%	事業種別

- ※1 右上太枠線内以外を<u>申込者が自書した場合、本証明書は無効となります。</u>必ず団体・法人 等の証明権限を有する方が作成してください。(申込者と証明権限を有する者とが同一の場合を 除きます。)
- ※2 実務経験証明書の内容が事実と異なる場合、本証明書は無効となります。
- ※3 管理者と介護支援専門員の兼務は「常勤専従」とみなしますので、期間に算入することができます。
- ※4 <u>居宅介護支援事業所で</u>管理者と介護支援専門員を兼務している場合は、A欄に兼務期間を含めて 記載し、B欄には記載しないでください。
- ※5 居宅介護支援事業所以外で常勤専従の期間と兼務の期間がある場合には、A欄とB欄に分けて 記載してください。

総括表のNo No.

記入例

東京都主任介護支援専門員研修

実務経験証明書

管理者兼務の場合の記入方法

<1>居宅介護支援事業所で管理者兼務の場合 (勤務期間)

居宅介護支援事業所のケアマネ:平成27年4月1日~令和2年5月1日 居宅介護支援事業所の管理者:平成31年4月1日~令和2年5月1日

月 日

届出様式 主一3

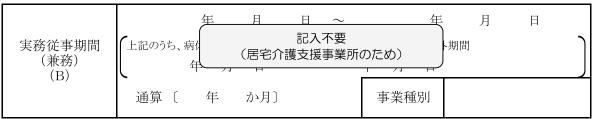
実印

担当者氏名 人材 京子 03-0000-*** 連絡先電話番号

下記の者は、標記研修の受講を申し込むに当たり、令和2年5月1日までの期間において、 常勤専徒の介護支援専門員として、以下のとおり勤務した経験を有することを証明します。

フリガナ	トウキョウ ハナコ	介護支援専門員登録番号
申込者氏名	東京 花子	1 3 0 5 9 9 9 9
事業所名	○○ケアサービス居宅介護支援事業	所
· 并未/// 1	事業種別 居宅介護支援事業所	事業所番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	〒 1 0 0 − 0 0 0 0	
所在地	東京都千代田区千代田3-4-5	
	平成 2 7 年 4 月 1 日 ~	令和 2年 5月 1日
実務従事期間 (常勤専従) (A)	平成 年 月 日 ~ 平月	・なかった期間又は非常勤・兼務等算定除外期間 式 年 月 日
	■ 通算 [5年 1か月]	※1か月に満たない部分は切り捨て

居宅介護支援事業所<u>以外</u>の管理者と介護支援専門員を兼務した期間(該当者のみ記入) (※4)



- ※1 右上太枠線内以外を**申込者が自書した場合、本証明書は無効となります。**必ず団体・法人 等の証明権限を有する方が作成してください。(申込者と証明権限を有する者とが同一の場合を 除きます。)
- ※2 実務経験証明書の内容が事実と異なる場合、本証明書は無効となります。
- ※3 管理者と介護支援専門員の兼務は「常勤専従」とみなしますので、期間に算入することができます。
- ※4 居宅介護支援事業所で管理者と介護支援専門員を兼務している場合は、A欄に兼務期間を含めて 記載し、B欄には記載しないでください。
- ※5 居宅介護支援事業所以外で常勤専従の期間と兼務の期間がある場合には、A欄とB欄に分けて 記載してください。

記入例

No. 総括表のNo

届出様式 主一3

東京都主任介護支援専門員研修 実務経験証明書

管理者兼務の場合の記入方法

<2>居宅介護支援事業所<u>以外</u>で管理者兼務の場合 (勤務期間)

小規模多機能型居宅介護のケアマネ: 平成27年4月1日~令和2年5月1日 小規模多機能型居宅介護の管理者: 平成31年4月1日~令和2年5月1日 月 日

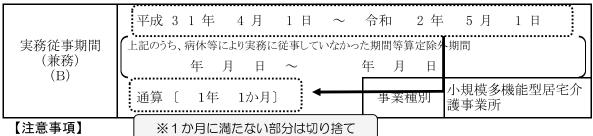
実印

担当者氏名 人材 京子 連絡先電話番号 03-0000-****

下記の者は、標記研修の受講を申し込むに当たり、令和2年5月1日までの期間において、 常勤専従の介護支援専門員として、以下のとおり勤務した経験を有することを証明します。

フリガナ	トウキョウ ハナコ ・以下①②の期間を合わせ ①居宅介護支援事業所で ②居宅介護支援事業所で ・上記①②以外に兼務する B欄に記載	ケアマネとして常勤専従
事業所名	○○ケアサービス小規模多機能型居宅介護	
并来 /// 4	事業種別 小規模多機能型居宅介 事業所番号 (
所在地	〒 1 0 0 - 0 0 0 0 東京都千代田区千代田3-4-5	
実務従事期間 (常勤専従) (A)	平成 2 6 年 4 月 1 日 ~ 平成 3 1 年 上記のうち、病休等により実務に従事していなかった期間又はま 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 通算 [5年 か月] ◆ ※1 か日に満たた	

居宅介護支援事業所<u>以外</u>の管理者と介護支援専門員を兼務した期間(該当者のみ記入) (※4)



- ※1 右上太枠線内以外を<u>甲込者が目書した場合、本証明書は無効となります。</u>必ず団体・法人 等の証明権限を有する方が作成してください。(申込者と証明権限を有する者とが同一の場合を 除きます。)
- ※2 実務経験証明書の内容が事実と異なる場合、本証明書は無効となります。
- ※3 管理者と介護支援専門員の兼務は「常勤専従」とみなしますので、期間に算入することができます。
- ※4 <u>居宅介護支援事業所で</u>管理者と介護支援専門員を兼務している場合は、A欄に兼務期間を含めて 記載し、B欄には記載しないでください。
- ※5 居宅介護支援事業所<u>以外</u>で常勤専従の期間と兼務の期間がある場合には、A欄とB欄に分けて 記載してください。

No. 総括表のNo

記入例

東京都主任介護支援専門員研修 実務経験証明書

届出様式 主一3

管理者兼務の場合の記入方法

<3>居宅介護支援事業所と<u>その他の事業所</u>で管理者兼務の場合 (勤務期間)

居宅介護支援事業所のケアマネ: 平成27年4月1日~令和2年5月1日 居宅介護支援事業所の管理者: 平成31年4月1日~令和2年5月1日 通所介護の管理者(居宅介護に併設): 令和元年9月16日~令和2年5月1日 月 日

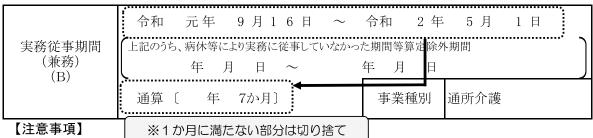
実印

担当者氏名 人材 京子 連絡先電話番号 03-0000-****

下記の者は、標記研修の受講を申し込むに当たり、令和2年5月1日までの期間において、 常勤専従の介護支援専門員として、以下のとおり勤務した経験を有することを証明します。

フリガナ	トウキョウ ハナユ 企業支援専門員登録釆品
申込者氏名	・以下①②の期間を合わせて記載 東京 花 ①居宅介護支援事業所でケアマネとして常勤専従 ②居宅介護支援事業所で管理者とケアマネの兼務 ・上記①②以外に兼務する業務がある期間については
事業所名	○○ケアサービス ・通算の算定対象期間は、(主-3)総括表に記載
事 未川石	事業種別 居宅介護支援事業所 事業所番号 000000
所在地	〒 1 0 0 - 0 0 0 0 東京都千代田区千代田3-4-5
実務従事期間 (常勤専従) (A)	平成 2 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 元年 9 月 1 5 日 上記のうち、病休等により実務に従事していなかった期間又は非常勤・兼務等算定除外期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 通算 [4年 5か月]
	※1か月に満たない部分は切り捨て

居宅介護支援事業所以外の管理者と介護支援専門員を兼務した期間(該当者のみ記入) (※4)



- ※1 右上太枠線内以外を<u>甲込者が自書した場合、本証明書は無効となります。</u>必ず団体・法人 等の証明権限を有する方が作成してください。(申込者と証明権限を有する者とが同一の場合を 除きます。)
- ※2 実務経験証明書の内容が事実と異なる場合、本証明書は無効となります。
- ※3 管理者と介護支援専門員の兼務は「常勤専従」とみなしますので、期間に算入することができます。
- ※4 <u>居宅介護支援事業所で</u>管理者と介護支援専門員を兼務している場合は、A欄に兼務期間を含めて 記載し、B欄には記載しないでください。
- ※5 居宅介護支援事業所<u>以外</u>で常勤専従の期間と兼務の期間がある場合には、A欄とB欄に分けて 記載してください。

「実務経験証明書」記入上の注意事項

実務経験証明書の内容が事実と異なる場合、本証明書は無効となり、研修の申し込みはできません。 申込者及び証明権限を有する方(書類を作成される方)は、必ず下記をお読みください。

証明年月日	証明日を記入してください。(受講申込書の申込年月日以前になります)
証明者名等	必ず法人の代表者名で実印を押印した証明書を発行してください。(法人の代表者名又は実印以外で発行した証明書は無効になります。) 証明者名の他、今後の問い合わせ先として担当者名、連絡先電話番号を記入してください。 なお、申込者が右上太枠線内以外を自書した場合、本証明書は無効となります(申込者と証明権限を有する方が同一の場合は除きます)。
申込者氏名	申込者の氏名を記入してください。 なお、過去に勤務した者の証明をする場合において、申込者がその当時旧姓であった場合は、 「現在の姓(旧姓:当時の姓)名」の形で記入してください。(例 東京(旧姓:江戸)花子)
事業所名	被証明者(申込者)が勤務している(していた)事業所名及び事業所番号を記入してください。同一法人・団体等であっても、勤務先事業所が複数である場合は、 <u>各々の事業所毎に証</u> 明書を発行してください。
所在地	勤務先事業所の所在地を記入してください。
実務従事期間	 ◇被証明者(申込者)が「介護支援専門員」として「常勤専従」で実務に従事した期間を記入してください。介護支援専門員の資格を有していても他職種として勤務していた期間や非常勤勤務及び兼務勤務だった期間は算入できません(算定除外期間に御記入ください。)。 ※「介護支援専門員として実務に従事」とは、介護支援専門員として配置され、現にケアプラン(予防を含む)を作成していることをいいます。単に要介護認定のための認定調査のみを行っている場合は期間に算入できません。 ◇管理者と介護支援専門員の兼務は「常勤専従」とみなしますので、期間に算入することができます。 ◇地域包括支援センターにおいて、社会福祉士及び保健師(看護師)として配置されていた期間は実務経験には算入できません。 ◇通算した従事期間のうち、1か月に満たない部分は切り捨てます。また、病気休業や産休・育児休業による休職期間は除外してください。 ◇証明者は必ず、被証明者(申込者)の業務状況を書類等で確認した上で証明を行ってください。

別紙1

区市町村別申込先一覧
東京都主任介護支援専門員研修
令和2年度

	反击即社名	ÜΨ	###	古光里班	部体系	出サ	古米共鳴
-	-1		二十八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		地区軍力	•	电阳电力
_	十六田区	朱健福祉部	局齡介護課	介護事業指定係	102-8688	干代田区九段南1-2-1	03-5211-4336
2	中中区	福祉保健部	介護保険課	指導担当	104-8404	中央区築地1-1-1	03-3546-5749
3	港区	保健福祉支援部	介護保険課	介護事業者支援係	105-8511	港区芝公園1-5-25	03-3578-2821
4	新宿区	福祉部	高齢者支援課	高齡者相談第一係	160-8484	新宿区歌舞伎町1-4-1	03-5273-4593
5	文京区	福祉部	介護保険課	介護保険相談係	112–8555	文京区春日1-16-21	03-5803-1383
9	台東区	福祉部	介護保険課	事業者担当	110-8615	台東区東上野4-5-6	03-5246-1243
7	当田田	福祉保健部	介護保険課	給付・事業者担当	130-8640	墨田区吾妻橋1-23-20	03-5608-6544
∞	江東区	福祉部	地域ケア推進課	包括推進係	135-8383	江東区東陽4-11-28	03-3647-9606
6	의川田	福祉部	高齢者福祉課	高齡者支援第一係	140-8715	品川区広町2-1-36	03-5742-6729
10	日黒区	健康福祉部	介護保険課	介護保険管理係	153-8573	目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎2階	03-5722-9574
Ξ	大田区	福祉部	介護保険課	介護サービス担当	144-8621	大田区蒲田5-13-14	03-5744-1655
12	五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	高齡福祉部	介護保険課	事業者支援担当	154-8504	世田谷区世田谷4-21-27	03-5432-2884
13	渋谷区	福祉部	高齡者福祉課	高齡者相談支援係	150-8010	渋谷区宇田川町1-1	03-3463-1989
14	丒鍤中	地域支えあい推進部	介護・高齢者支援課	高齡者支援基盤整備係	164-8501	中野区中野4 - 8 - 1	03-3228-5699
15	杉並区	保健福祉部	介護保険課	事業者係	166-8570	杉並区阿佐谷南1-15-1	03-3312-2111 (内1337)
16	豊島区	保健福祉部	高齡者福祉課	基幹型センターグループ	171-8422	豊島区南池袋2-45-1	03-4566-2431
17	光	健康福祉部	介護保険課	給付調整係	114-8508	北区王子本町1-15-22	03-3908-1286
18	ボ 川 区	福祉部	介護保険課	事業者支援係	116-8501	荒川区荒川2-2-3	03-3802-4037
19	板橋区	健康生きがい部	おとしより保健福祉センター	管理係	174-0063	板橋区前野町4-16-1	03-5970-1119
20	練馬区	高齡施策担当部	高齡者支援課	地域包括支援係	176-8501	練馬区豊玉北6-12-1	03-5984-2774
21	足立区	福祉部	介護保険課	保険給付係	120-8510	足立区中央本町1-17-1	03-3880-5743
22	葛飾区	福祉部	介護保険課	管理係	124—8555	葛飾区立石5-13-1	03-5654-8246
23	江戸川区	福祉部	介護保険課	指導係	132-8501	江戸川区中央1-4-1	03-5662-0892
24	八王子市	福祉部	介護保険課	給付担当	192–8501	八王子市元本郷町3-24-1	042-620-7416
25	立川市	福祉保健部	介護保険課	事業者係	190-8666	立川市泉町1156-9	042-528-4370
26	武蔵野市	健康福祉部	高齡者支援課	介護サービス担当	180-8777	武蔵野市緑町2-2-28	0422-60-1925
27	三鷹市	健康福祉部	介護保険課	介護事業者指導係	181-8555	三鷹市野崎1-1-1	0422-45-1151
28	青梅市	健康福祉部	高齡者支援課	包括支援係	198-8701	青梅市東青梅1-11-1	0428-22-1111 (内2127)
29	府中市	福祉保健部	高齡者支援課	地域包括ケア推進係	183-8703	府中市宮西町2-24	042-335-4537

別紙1

321	_	366	366 845	366 845 539	366 845 539 519	366 845 539 111 (内3145)																								
042-481-7321		042-724-4366	042-724-4366 042-387-9845	042-724-4366 042-387-9845 042-346-9539	042–724–4366 042–387–9845 042–346–9539 042–514–8519	042-724-4366 042-387-9845 042-346-9539 042-514-8519 042-393-5111																								
								小金井市本町6-6-3 小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみプ	ル金井市本町6-6-3 小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみプ 国立市富士見台2-47-1 福生市本町5	ル金井市本町6-6-3 小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみプ 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 狛江市和泉本町1-1-5	ル金井市本町6-6-3 小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみプ 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 狛江市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930	ル金井市本町6-6-3 小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみプ 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 狛江市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930 清瀬市中里5-842	ル金井市本町6-6-3 小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみプ 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 狛江市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930 清瀬市中里5-842	ル金井市本町6-6-3 小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみプ 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 狛江市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930 清瀬市中里5-842 東久留米市本町3-3-1 武蔵村山市学園4-5-1	ル金井市本町6-6-3 小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみプ 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 狛江市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930 清瀬市中里5-842 東久留米市本町3-3-1 武蔵村山市学園4-5-1 会摩市関戸6-12-1	ル金井市本町6-6-3 小空井市本町6-6-3 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 新江市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930 清瀬市中里5-842 東久留米市本町3-3-1 武蔵村山市学園4-5-1 多摩市関戸6-12-1	ル金井市本町6-6-3 小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 指江市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930 清瀬市中里5-842 東久留米市本町3-3-1 武蔵村山市学園4-5-1 会摩市関戸6-12-1 稲城市東長沼2111	ル金井市本町6-6-3 小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみプ 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 独江市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930 清瀬市中里5-842 東久留米市本町3-3-1 武蔵村山市学園4-5-1 多摩市関戸6-12-1 稲城市東長沼2111 羽村市緑ケ丘5-2-1	ル金井市本町6-6-3 小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 街江市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930 清瀬市中里5-842 東久留米市本町3-3-1 武蔵村山市学園4-5-1 名摩市関戸6-12-1 稲城市東長沼2111 初村市緑ケ丘5-2-1 あきる野市二宮350 西東京市中町1-5-1			ル金井市本町6-6-3 (小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみプ福生市本町5 指流市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930 清瀬市中里5-842 東大都市中央3-930 清瀬市中里5-842 東大都市中里5-842 東大都市中里5-842 東大都市中里5-842 東大都市中里5-842 東大部市中央3-930 古瀬市市中里5-842 東大部市中里5-842 東大部市中里5-842 西東市市中国1-5-1 西東京市中町1-5-1 西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎西多摩郡瑞穂町大字指根ケ崎西多摩郡瑞穂町大字117								
							小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみ	小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみ 国立市富土見台2-47-1	小平市小川町2-1333 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみ国立市富士見台2-47-1 福生市本町5	小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみ 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 狛江市和泉本町1-1-5	小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみ 国立市富士見台2-47-1 福生市本町5 狛江市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930	小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみ 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 狛江市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930 清瀬市中里5-842	小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみ 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 狛江市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930 清瀬市中里5-842 東久留米市本町3-3-1	小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみ 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 狛江市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930 清瀬市中里5-842 東久留米市本町3-3-1 武蔵村山市学園4-5-1	小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 狛江市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930 清瀬市中里5-842 東久留米市本町3-3-1 武蔵村山市学園4-5-1 多摩市関戸6-12-1	小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみ 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 箱土市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930 清瀬市中里5-842 東久留米市本町3-3-1 武蔵村山市学園4-5-1 多摩市関戸6-12-1 稲城市東長沼2111	小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみ 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 狛江市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930 清瀬市中里5-842 東久留米市本町3-3-1 武蔵村山市学園4-5-1 登摩市関戸6-12-1 稲城市東長沼2111 羽村市緑ケ丘5-2-1	小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみ 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 狛江市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930 清瀬市中里5-842 東久留米市本町3-3-1 武蔵村山市学園4-5-1 多摩市関戸6-12-1 稲城市東長沼2111 羽村市緑ケ丘5-2-1 あきる野市二宮350	小平市小川町2-1333 日野市神明1-12-1 東村山市本町1-2-3 国分寺市泉町2-3-8 いずみ 国立市富土見台2-47-1 福生市本町5 狛江市和泉本町1-1-5 東大和市中央3-930 清瀬市中里5-842 東久留米市本町3-3-1 武蔵村山市学園4-5-1 経庫市関戸6-12-1 稲城市東長沼2111 羽村市緑ケ丘5-2-1 あきる野市ニ宮350 西東京市中町1-5-1											
194-8520 町田市森里		184-8504 小金井市オ	187-8701 小平市小川																											
	194-	184-	187-		191-	191-	191-	191– 189– 185– 186–	191– 185– 185– 186– 197–	191– 189– 185– 186– 197– 201–	189– 185– 186– 197– 201– 207–																			
介護給付係	计条	包括支援係	卡		介護給付係	ででがた か護給付係 給付指導係	でガニニー 介護給付係 給付指導係 相談支援係	介護給付係 給付指導係 相談支援係 介護保険係	小菱龙 化二二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	介護給付係 給付指導係 相談支援係 介護保険係 介護保険係	小菱 化	小護給付係 給付指導係 相談支援係 介護保険係 介護保険係 介護保険係	介護給付係 給付指導係 相談支援係 介護保険係 介護保険係 介護保険係 小護給付係	小護給付係 給付指導係 相談支援係 介護保険係 介護保険係 介護保険係 小護給付係 小護給付係 地域包括支援vケー	小さん (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	小護給付係 相談支援係 中護保険係 小護保険係 小護保険係 小護給付係 小護給付係 小護被十一ビス係 小護認定給付係	小護総付係 ・ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	小護保険係 小護保険係 小護保険係 小護保険係 小護保険係 小護保険係 小護型出支援やケー 小護地域包括支援やケー 小護保険係 小護保険係 小護保険係 小護保険係	か 講	獲給付係 機能保険係 機保険係 機保険係 機保険係 機合工工人係 機保険係 機保険係 機保険係 機保険係 減支援係	かで護給付係 ・ は は な と と と と と と と と と と と と と と と と と	(株) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	か 議	 小 (獲給付係 機能保險係 機保險係 養保險係 養性一定又係 養保險係 養保險係 養保險係 養保險係 養保險係 養保險係	か 講 を	横形の (大学)	獲給付係 獲給付係 獲器保險係 養保險係 養保險係 養化付係 或口括支援化分- 或包括支援化分- 或力括支援化分- 或力括支援係 發表療係 養保險係 發大援係 並支援係 並支援係 並交援係 並立方 世代 近代 近代 近代 近代 近代 近 近 近 近 近 近 近 近 近 近 近 近 近	() () () () () () () () () ()	 小人 小人 が が が が が が が が が が が が が
↑ 護糸	給付係	包括支	お対字	K C	↑ (大) (大)	介護 統 統 付 指	合。 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	格 特 場 場 場 の の の の の の の の の の の の の	格 特 中 中 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	(大																				
局齡者支援至 • # : : : : : : : : : : : : : : : : : :	(険課	介護福祉課	高齡者支援課		高齢福祉課	高齡福祉課 介護保険課	高齢福祉課 介護保険課 高齢福祉課	高齢福祉課 介護保険課 高齢福祉課 高齢者支援課	高齢福祉課 介護保険課 高齢宿祉課 高齢者支援課 介護福祉課	高齢福祉課 介護保険課 高齢福祉課 高齢者支援課 介護福祉課 高齢障がい課	高齢福祉課 介護保険課 高齢福祉課 高齢者支援課 介護福祉課 高齢障がい課 高齢介護課	齢福祉課 養保険課 齢福祉課 齢者支援課 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	6福祉課 6福祉課 6者支援課 6福祉課 66前ル課 6分養課	福祉課 保険課 福祉課 看处援課 福化課 价がい課 の括ケア推進課 福祉課	福祉課 福祉課 者支援課 福祉課 (中述:) (事证:) (事:) (事:) (事:) (事:) (事:) (事:) (事:) (事	福祉課 福祉課 福祉課 者支援課 福祉課 福祉課 向抗小課 自括ケア推進課 自括ケア推進課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課	福祉課 保険課 福祉課 福祉課 呼がい課 停がい課 衛がい課 福祉課 福祉課 福祉課	福祉課 福祉課 電社課 電がい課 の括心課 の括と 行機課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課	福祉課 %福祉課 %福祉課 %看之援課 (福祉課 %百括ケア推進課 %百括ケア推進課 %百括ケア推進課 %租祉課 %租祉課 %租祉課 %租祉課 %租稅課 %租稅課 %租稅	6福祉課 6福祉課 6者支援課 6者支援課 6.首がい課 6.首がい課 6.首社課 8.有社課 8.福祉課 8.福祉課 8.有社課 8.有社課 8.有法課 6.者支援課 6.者支援課	6福祉課 6福祉課 6福祉課 6名支援課 6名支援課 64日	福祉課 福祉課 福祉課 電 大援課 福祉課 福祉課 海大援課 海がい課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 電 大援課 電 大 大 大 佐 美 展 議 第 1 十 大 と 使 康 課 1 1 十 大 こ う ま 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	福祉課 福祉課 福祉課 「福祉課 「福祉課 「四括ケア推進課 「四括ケア推進課 「個社課 「福祉課 「福祉課 「福祉課 「福祉課 「福祉課 「福祉課 「福祉課 「福祉	福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 阿斯 (公) (会)	6福祉課 6福祉課 6福祉課 6福祉課 6福祉課 6福祉課 64 支援課 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64	6倍 位 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	6.福祉課 6.福祉課 6.福祉課 6.福祉課 6.日本 接課 6.日本 大選課 6.日本 大工 大工 う課 6.日本 大工 会員 6.日本 会	 結構化課 管備化課 虧着支援課 養福化課 動序がい課 動作が議課 動名方子推進課 動名方子子推進課 動名方子及 動名を 動名を 動名を 動名を 動品 動名を 財保 <	等福祉課等。 等福祉課等。 等福祉課業 等福祉課 等位がい課 等の話人、課 等の話人、課 等の話人、課 等和企業 等福祉課 等福祉課 等福祉課 等福祉課 等福祉課 等和企業 等福祉課 等和企業 等。 等。 等。 等。 等。 等。 等。 等。 等。 等。 等。 等。 等。	高齢福祉課 高齢福祉課 高齢宿祉課 う 護衛在 ・ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
編	碇		<p td="" →<=""><td></td><td>雪</td><td>調 小</td><td>福 ケ 福 瀬 編</td><td>響 響 編</td><td>編</td><td>編</td><td>拳 饕 鬱 鬱 鬱 鬱</td><td>論 濩 臲 戆 臲 錦 號</td><td> 서도 HUN 서도 서도 HUN 서도 서도 452 HUN</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td> 성면 ##W 성면 성면 ##W 성면 성면 ##W 성면 ##W 성면 성면 성면 성면 성면 </td><td> Ac + m/N Ac Ac + m/N Ac Ac Ac + m/N Ac Ac Ac Ac Ac Ac Ac A</td><td></td><td></td><td>الداليا المالية المهامه المهامه السيامه السيامة السالدية المهابية المسابقة المسابقة المسابقة</td><td>ا ذات السلام المجال المجال</td><td> 4년 增奏 4년 4년 4년 4년 4년 4월 12월 4년 4월 4년 4년 4년 4년 4년 4</td><td> 4년 蚰씨 4년 4년 蚰씨 4년 4년 宋지 蚰씨 4년 蚰씨 4년 4년 4년 4년 4년 4년 괴기 土 의 리기 리기 그리</td><td> 給 羻 給 給 </td><td> 給 寒 給 給 第 第 第 第 寒 第 第 第 第 給 第 出 出 出 玉 玉 王 出 出 洗</td><td> 齢 </td></p>		雪	調 小	福 ケ 福 瀬 編	響 響 編	編	編	拳 饕 鬱 鬱 鬱 鬱	論 濩 臲 戆 臲 錦 號	서도 HUN 서도 서도 HUN 서도 서도 452 HUN							성면 ##W 성면 성면 ##W 성면 성면 ##W 성면 ##W 성면 성면 성면 성면 성면	Ac + m/N Ac Ac + m/N Ac Ac Ac + m/N Ac Ac Ac Ac Ac Ac Ac A			الداليا المالية المهامه المهامه السيامه السيامة السالدية المهابية المسابقة المسابقة المسابقة	ا ذات السلام المجال	4년 增奏 4년 4년 4년 4년 4년 4월 12월 4년 4월 4년 4년 4년 4년 4년 4	4년 蚰씨 4년 4년 蚰씨 4년 4년 宋지 蚰씨 4년 蚰씨 4년 4년 4년 4년 4년 4년 괴기 土 의 리기 리기 그리	給 羻 給 給	給 寒 給 給 第 第 第 第 寒 第 第 第 第 給 第 出 出 出 玉 玉 王 出 出 洗	齢
	介護保険課	介護	响		10년			12 (1) 12					高 个 高 高 个 高 高 地 个		高 介 高 高 介 高 高 地 介 高 介	高 介 高 高 介 高 晶 地 介 高 介 高	高 介 高 高 介 高 高 地 介 高 介 高 高 鶴 叢 齢 鬱 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆		高 介 高 合 介 高 地 介 高 介 高 高 高 高 調 鑑 鑑 觸 觸 麵 尊 尊 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆 戆		高 介 高 高 介 高 智 外 高 介 高 高 高 高 高 5 分 高 銀 鑑 鑑 鑑 數 5 3 分 窗 2 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	高介高高介高高地介高东高高高高的设理器態態態態態態態態態態態態態態態態態	高介高合作品 地介高后后高高50福福	高 介 高 高 介 高 電 地 介 高 介 高 高 高 高 高 高 6 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 3 1 3				福 作 福 福 中 中 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	福 作 福 福 年 世 起 対 作 福 禄 福 福 福 福 福 3 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	
康部							社部 社部	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	在	は		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	は	海 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	一种 					最	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		品 能 能 能 能 能 能 能 能 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
福祉健康部	活部	福祉保健部 介護					健康福祉部 健康福祉部 福祉部		在	以	品 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報	品	在	在	在	在	は					は	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	品 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海		は				
			(2) 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	小平巾(健康倫低部)	健康福祉部	健康福祉部 健康福祉部 市 健康福祉部	# #	健康福祉部 健康福祉部 市 福祉部 健康福祉部	健康福祉部 健康福祉部 市 福祉部 福祉部 福祉保健部	(建族福祉部 健康福祉部 右 福祉部 使康福祉部 福祉保健部 福祉保健部	健康福祉部 (健康福祉部) (健康福祉部) (福祉保健部) (福祉保健部) (市福祉保健部) (市福祉部)	(健康福祉部 健康福祉部 (健康福祉部 (健康福祉部 福祉保健部 福祉保健部 有社保健部	健康福祉部 (健康福祉部) (健康福祉部) 福祉保健部 有社保健部 有社保健部 (健康福祉部) (健康福祉部) (財政・保護・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・	((((((((((# (# 機	# (#

【研修日程・会場及び、研修カリキュラム】 【表1】 研修日程・会場・科目一覧

			于	定日時				TH Me CV III	講義	予定			
日程	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース	時間 (休憩等含む)	研修科目	時間	講館			
	9月4日	日(金)	9月5日((土)	9月12日(土)			研修オリエンテーション		間 5 5 3 2 5 3 3 5 6 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 7 7 7 7 7 7			
1日目	ルミエール府中		ール府中 茗荷谷		茗荷谷		9:30~17:10	主任介護支援専門員の 役割と視点					
								生活困窮者自立支援制度について (※) 東京都特別講義	0. 5				
	9月8日(火)		9月8日(火)		9月9日(水)	9月	19日(土)		ターミナルケア	3		
2日目	多壓	永山	ベルサール		茗荷谷		9:30~16:50	ケアマネジメントの実践における 倫理的な課題に対する支援	2				
	多摩永山		六本木コンファレンス		有刊年			東京都の自殺総合対策 (※)東京都特別講義	0.5				
	9月15日(火) 9月17日(木)		9月20日	(日)	9月	23日(水)		人材育成及び業務管理	3				
1日程 1日目 2日目 3日目 4日目 5日目 6日目 7日目 8日目 9日目 10日目 11日目 12日目	多摩永山 多摩永山		ベルサール 六本木コンファレンス		茗荷谷		9:30~17:10						
	9月25日(金)	9月30日(水)	10月4日(日)	10月1日(木)	9月29日(火)	10月8日(木)	9:30~17:10	마나수 무슨 미나 나는 성도		5 5 5 5 3 3 2 2 5 5 3 3 3 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6			
4日目	多摩永山	プラッツ府中	ベルサール六本木 コンファレンス	ベルサール 神保町	ベルサール 神保町	ベルサール六本木 コンファレンス		地域援助技術 (コミュニティソーシャルワーク)	6				
	10月2日(金)	10月6日(火)	10月10日(土)	10月5日(月)	10月7日(水)	10月15日(木)					ケアマネジメントに必要な		1
5日目	多摩永山	多摩永山	ベルサール 神保町	ベルサール 神保町	ベルサール 神保町	ベルサール 神保町	9:30~17:10		6				
	多摩永山 多摩永山 大本木コンファレンス 茗荷谷 10月25日(金) 9月30日(水) 10月4日(日) 10月1日(木) 9月29日(火) 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2	10月24日(土)		the leading of the United		相当							
6日目	多摩永山	多摩永山				ベルサール 神保町	9:30~17:10	対人援助者監督指導 (スーパーゼジョン) 1	6	知見			
	10月27目(火)	11月1日(日)	11月3日(火)	10月30日(金)	10月29日(木)	11月4日(水)							
7日目	多摩永山	多摩永山				ベルサール 神保町	9:30~17:10	対人援助者監督指導 (スーパーピジョン)2	6				
	11月7日(土)	11月9日(月)	11月8日(日)	11月6日(金)	11月5日(木)	11月13日(金)		対人援助者監督指導					
8日目	多摩永山	多摩永山	ベルサール六本木 コンファレンス 神保町 11月8日(日) ベルサール 神保町 神保町 11月13日(金) ジルサール 神保町 41月13日(金) ジオルサール 神保町 41月13日(金) ベルサール 神保町 神保町 神保町 神保町 神保町 41月13日(金) ベルサール 神保町 41月13日(金) ジオルサール 神保町 41月13日(金)		対人後助有監督相等 (スーパービジョン)3	6							
	11月20日(金)	11月27日(金)	11月23日(月・祝)	11月25日(水)	11月19日(木)	12月2日(水)				個別事例を通じた			
9日目	多摩永山	多摩永山	ベルサール 神保町	ベルサール 神保町	ベルサール 神保町	ベルサール 神保町	9:30~17:10	介護支援専門員に対する指導・ 支援の展開 1	6				
	11月26日(木)	12月10日(木)	11月30日(月)	12月1日(火)	12月3日(木)	12月8日(火)		個別事例を通じた					
10日目	多摩永山	多摩永山	ベルサール 神保町	ベルサール 神保町	ベルサール 神保町	ベルサール 神保町	9:30~17:10	9:30~17:10	9:30~17:10	介護支援専門員に対する指導・ 支援の展開 2	6		
	12月15日(火)	12月17日(木)	12月13日(日)	12月9日(水)	12月21日(月)	12月16日(水)		個別事例を通じた	T	相当の知見を有する者			
11日目	多摩永山	多摩永山	ベルサール 神保町	ベルサール 神保町	ベルサール 神保町	ベルサール 神保町	9:30~17:10						
	1月18日(月)	12月25日(金)	12月19日(土)	12月23日(水)	1月8日(水)	1月15日(金)				個別事例を通じた			
12日目	多摩永山	多摩永山	ベルサール 神保町	ベルサール 神保町	ベルサール 神保町	ベルサール 神保町	9:30~17:10		6				
								合計時間	71	T			

(※)東京都特別講義(1時間)

会場名	住所
茗荷谷(正式名称:東京都社会福祉保健医療研修センター)	文京区小日向4-1-6(最寄駅:茗荷谷)
ベルサール神保町	千代田区西神田3-2-1住友不動産千代田ファーストビル南館2・3F (最寄駅:九段下駅)
ベルサール六本木コンファレンス (正式名称:ベルサール六本木コンファレンスセンター)	港区六本木3-2-1住友不動産六本木グランドタワー9階 (最寄駅:六本木一丁目駅)
多摩永山 (正式名称:多摩永山情報教育センター)	多摩市諏訪2-5-1 (最寄駅:京王永山駅)
ルミエール府中 (正式名称:ルミエール府中・府中市市民会館)	府中市府中町2-24 (最寄駅: 府中駅)
プラッツ府中 (正式名称:府中市市民活動センター プラッツ)	府中市宮町1-100 ル・シーニュ5・6階 (最寄駅:府中駅)

[※]都合により日程・会場が変更になる場合もあります。

<島しょ町村事業所に勤務する受講者の研修日程に係る特例>

島しよ町村(大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村)の事業所に勤務する受講者については、 研修受講に係る移動等の負担を軽減するため、御希望に応じ、受講決定後に同じ科目の他コース日程へ振替(変更)することが可能です。 振替(変更)の手順等、詳細については、受講決定後に研修実施団体から御案内いたします。

(例)決定コースがCコースの方

5日目(10月10日)をDコース(10月5日)に変更 → Cコースの4日目(10月4日)と5日目(10月5日)を2日連続で受講可能

注1 日程の順序が逆になる振替はできません。

(例)4日目Fコース(10月8日)、5日目Eコース(10月7日):順序が逆になるため不可

注2 9日目~12日目は、事前配布した課題を使用するグループワークでの演習となりますので、日程変更は8日目までに行ってください。

[※]新型コロナウイルス感染症の影響により、延期、中止等が生じる場合があります。

【表2】 主任研修カリキュラム(各回共通)

研修科目	目的及び内容	時間数
	【目的】 地域包括ケアシステムの構築や地域包括ケアを実現するケアマネジメントを展開するに当たり、主任介護支援専門員が果たすべき役割を認識するとともに、 その役割を担う上で必要な視点、知識及び技術を修得する。	
(1)主任介護支援専門員の役割 と視点	【内容】 ・地域包括センター、居宅介護支援事業所等における主任介護支援専門員の役割(地域や事業所の介護支援専門員に対する個別支援、地域や事業所における人材育成の実施、多職種等とのネットワークづくりや社会資源の開発などの地域づくり及びセルフケア・セルフマネジメントに関する地域住民の意識づくり)について講義を行う。 ・介護支援専門員に対する指導・支援の視点及び地域包括ケアシステムの構築に当たっての地域づくりに関する講義を行う。 ・事業所におけるケアマネジメントと地域包括ケアシステムにおいて求められるケアマネジメントの違いに関する講義を行う。 ・介護保険制度や利用者支援に係る周辺制度について、最新の制度改正等の動向に関する講義を行う。	講義 5 時間
(2) ケアマネジメント (居宅介 護支援、施設における施設	【目的】 介護支援専門員が直面しやすい倫理的課題に対し、どのような姿勢で対応すべきかについて指導・支援する技術を修得する。	
サービス計画の作成、サービスの利用援助及び施設サービス計画の実施状況の把握並びに介護予防支援をいう。以下同じ。)の実践における倫理的な課題に対する支援	【内容】 ・介護支援専門員倫理綱領の意義・内容を再確認し、介護支援専門員が備えるべき倫理を実践例を交えて講義を行う。 ・ケアマネジメントを行う際に直面する倫理的課題と対応方法について講義を行う。 ・個別支援において生じた倫理面の課題に対する指導・支援方法について講義を行う。	講義 2 時間
	【目的】 ターミナルケアに関する現状・課題、介護支援専門員が関わる際に必要な視 点・支援の技術及び支援に当たっての指導方法を修得する。	
(3) ターミナルケア	【内容】 ・ターミナルケアの基本を理解し、居宅及び施設におけるターミナルケアの課題や必要な視点について講義を行う。 ・利用者及びその家族等に対する介護支援専門員としての適切な支援方法について講義を行う。 ・ターミナルケアで必要な看護サービス等を活用する際の視点や医療職をはじめとする多職種との連携方法・協働のポイントについて講義を行う。	講義 3 時間
	【目的】 質の高いマネジメントを提供し、事業所の適正な運営等を図るための「人事管理」「経営管理」に関する知識の修得及び「人材育成」「業務管理」の手法を 修得する。	
(4)人材育成及び業務管理	【内容】 ・地域や事業所内における介護支援専門員の人材育成に関する留意事項、効果的な取組及び方法(研修計画の作成、OJTとOff-JT、事例検討会等)について講義を行う。 ・地域において人材育成を行うに当たって必要なネットワークの構築方法に関する講義を行う。 ・事業所内における介護支援専門員に対する業務管理の意義・方法及び課題と対応策について講義を行う。	講義 3 時間
	【目的】 ケアマネジメントを実践する上で発生するリスクに対して、組織や地域として 対応する仕組みの構築に必要な知識・技術を修得する。	
(5)運営管理におけるリスクマ ネジメント	【内容】 ・ヒヤリハットの事例に基づき、ケアマネジメントを行う上で発生しうるリスクの予測とその評価の手法について講義を行う。・地域や事業所におけるリスク軽減に向けた仕組みや体制の構築の手法について講義を行う。・介護支援専門員に課せられている秘密保持義務の規定を再確認し、個人情報の取扱に係るリスクと関連制度について講義を行う。・自然災害が発生した場合の対応に関する基本的な考え方や方法、対応体制の構築に向けて必要な知識や方法について講義を行う。	講義 3 時間

研修科目	目的及び内容	時間数
	【目的】 地域において、地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク)の実践が進むよう地域づくりの重要性と主任介護支援専門員の役割を理解するとともに、地域課題の把握方法、地域づくりに向けた具体的な取組内容等に係る必要な知識・技術を修得する。	
(6) 地域援助技術	【内容】 ・地域づくりの意義と手法及び地域課題を把握するための情報の入手・活用の方法について講義を行う。 ・地域課題の解決に向けた関係者によるネットワークの機能や構築方法について講義を行う。 ・地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク) に関する介護支援専門員に対する指導・支援方法を修得する。 ・地域ケア会議等を通じて把握した地域課題を解決するための地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク) の展開について、基本的な考え方や方法を修得する。	講義及び演習 6時間
	【目的】 地域において、医療との連携や多職種協働が進むよう、他の介護支援専門員や 多職種に対する働きかけ、連携・協働の仕組みづくりに必要な知識・技術を修 得する。	
(7)ケアマネジメントに必要な 医療との連携及び多職種協働 の実現	【内容】 ・医療職をはじめとした多職種との協働における工夫と留意点など成功例と失敗例を参考にして連携・協働の仕組みづくりの重要性を理解する。・地域ケア会議が有している機能と当該会議を効果的に開催するための運営方法に関する講義を行う。・行政との連携・協働に当たっての留意点に関する講義を行う。・多職種協働において関わりが強い他法他施策(障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法等)の概要と他法他施策を活用する際の関係機関等との連携・協働に当たっての留意点に関する講義を行う。・日常的な実践における医療職をはじめとした多職種協働に関する介護支援専門員への指導・支援方法を修得する。	講義及び演習 6時間
	【目的】 対人援助者監督指導(スーパービジョン)の機能(管理や教育、支援)を理解し、実践できる知識・技術を修得するとともに、スーパーバイザーとして主任介護支援専門員に求められる姿勢を理解する。	
(8)対人援助者監督指導	【内容】 ・対人援助者監督指導(スーパービジョン)の内容と方法に関する講義を行う。 ・対人援助者監督指導(スーパービジョン)の効果、介護支援専門員に対して対人援助者監督指導(スーパービジョン)を行う際の留意点及びスーパーバイザーとしての主任介護支援専門員の心構えと視点を理解する。 ・個人対人援助者監督指導(個人スーパービジョン)と集団対人援助者監督指導(グループスーパービジョン)の方法等を修得する。	講義及び演習 18時間
	【目的】 介護支援専門員に対する指導・支援における様々な方法と関わり方について、 その具体的な方法や留意点を理解するとともに、事例研究の実践的な展開方法 を修得する。	
(9)個別事例を通じた介護支援 専門員に対する指導・支援の 展開	【内容】 ・個々の事例に対する介護支援専門員のケアマネジメントについて、主任介護支援専門員として指導・支援を行う際の様々な方法(コーチング、ティーチング等)を修得するとともに、指導・支援を行う際の様々な場面における関わり方を理解する。 ・指導・支援に当たっての留意点を踏まえつつ、事例検討・事例研究における指導・支援の実践的な展開方法(会議の設定と準備、介護支援専門員との関係構築、傾聴、承認、指導・支援の具体的な展開及びまとめと振り返り)を修得する。	講義及び演習 24時間

例)居宅介護支援事業所

※現在の勤務先の直近の「変更届出書」(指定後変更がない場合は「新規指定申請書」)及び届出書に添付されている ※本研修の申込みにあたって新たに作成した場合や内容が事実と異なる場合は受講決定を取消します。 「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の写し

覧表 (参考様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一

サービス種類(居宅介護支援)

介護支援専門員兼務 兼務先·兼務内容等) 管理者兼務 80 80 4週の 160 日 80 23 24 25 26 27 金士 8 とあるが管理者であることが確認できる 剽 ω (2) ア 常勤専従の介護支援専門員としての配置状況が確認できる書類 (例) 火水 ω ケア都庁 8 4 舭 8 22 ∞ 田 15 16 17 18 19 20 21 Ш 金土 8 興 ∞ K ∞ 火火 8 事業所名 B: 常勤で兼務 ▲月分) Щ 4 8 13 14 Ш +8 〇年 剽 12 **₩** 9 10 11 К 4 8 職種が介護支援専門員で、 火火 ω 泚 ∞ Щ Ш +9 慁 2 坐 8 4 ω 大 က 8 4 泚 ⊰ 8 函端干続み Щ A:常勤で専従 佑 花子 桶子 出 知 東京 分職 知, 職種が介護支援専門員で、 勤務 形態 ⋖ m В 介護支援専門員┩ 介護支援専門員. 介護支援専門員 뼅 管理者 鞭

1 *欄には、当該月の曜日を記入してください。 備粘

N

申請する事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。

事務職員については、勤務している場合は記入してください。なお、指定後、事務職員の変更については、変更届の提出は不要です)

勤務形態の欄には、下記区分のとおり記載してください。

居宅介護支援事業所の管理者と当該事業所の介護支援専門員の業務を兼務している場合のみ

勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:非常勤で専従 D:非常勤で兼務

4 兼務がある場合は、、業務先及び業務ずる職務の内容について、「備考欄に記入してください。

5 各事業所・施設において使用している勤務割表等(すでに事業を実施しているときは直近月の実績)により、職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間等が 確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。

東京都主任介護支援専門員更新研修の対象者(受講要件)

以下の内容は令和2年度第 I 期時点での内容(予定)です。<u>今後、変更の可能性もあります</u>ので、主任更新研修に係る情報は、研修募集案内(都内事業所等に郵送及び東京都介護支援専門員研究協議会のホームページに掲載)などでも定期的にご確認ください。

原則として、東京都に登録のある主任介護支援専門員(介護支援専門員証の有効期間内にある者に限る)であって、研修申込日の属する月の1日現在において、アからウまでの全てを満たし、主任研修修了証明書又は主任更新研修修了証明書の有効期間(以下「主任の有効期間」という。)がおおむね2年以内に満了する者

ア 勤務要件・区市町村推薦要件

都内に勤務(※1) しており、勤務先の所在地がある区市町村が推薦する者(※2)

- ※1 勤務状況については、介護支援専門員としての勤務の有無は問いません。(ここでは、介護支援専門員としての勤務とは、「現にケアプラン(予防を含む)を作成していること」をいいます。)
- ※2 各区市町村における推薦基準等がある場合がありますので、各区市町村担当課に御確認ください。

イ 主任介護支援専門員としての実践要件

主任介護支援専門員の役割を果たすため、主任研修を修了した日から令和2年5月1日 までの間に以下の(ア)から(ク)までのいずれかにより、他の介護支援専門員に適切な助 言・指導又は地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践した経験がある者

- ※他道府県から登録移転(転入)をした場合は、規定中の「東京都」とあるのは「登録移転 前道府県」、「都内」とあるのは「登録移転前道府県内」と読み替えることができるものと します。
 - (7) 東京都介護支援専門員研修(※3)の講師(※4)又はファシリテーター(※5)を行った実績がある者
 - ※3 東京都介護支援専門員研修とは、「東京都介護支援専門員実務研修」、「東京都介護支援専門員 更新研修」、「東京都介護支援専門員現任研修(実務従事者基礎研修・専門研修課程 I ・ II)」、 「東京都介護支援専門員再研修」、「東京都主任介護支援専門員研修」及び「東京都主任介護支援 専門員更新研修」をいいます。
 - ※4 ここでは「講師」とは、研修の実施機関から講師を依頼され、講義講師又は演習の際に全体的な解説やまとめなどの役割を担う者で、当該研修全体を運営・管理する者をいいます。
 - ※5 ここでは「ファシリテーター」とは、研修の実施機関からファリシテーターを依頼され、演習 の際に各グループに配置され、グループ演習での議論に対して中立な立場を保ちながら話し合い に介入し、議論をスムーズに調整しながら合意形成や相互理解に向けて深い議論がなされるよう 調整する役割を担う者をいいます。

なお、事前に研修の実施機関からファシリテーターとしての依頼がなく、当該グループ内で役割分担をする場合にファシリテーターとなった場合は除きます。

(以下の要件も講師及びファシリテーターの定義は同様。)

- (イ) 東京都介護支援専門員実務研修の「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」(※6) において、研修受講者を受入れ、実習指導者として受講者の指導をした実績がある者
 - ※6 実務研修指定研修実施機関の公益財団法人東京都福祉保健財団の依頼に基づき、平成29年1 月以降に実施している実習です。

- (ウ) 都内の地域包括支援センターにおいて、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 に従事している者又は従事した実績がある者(※7)
 - ※7 指定予防支援事業のみ従事している場合は本要件には該当しません。

本要件は、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付老計発第1018001号、老振発第1018001号及び老老発第1018001号)に規定の「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」に従事している(又は従事していた)実績がある方とします。(指定予防支援事業と兼務している場合は含む。)

- (I) 都内の居宅介護支援事業所において、管理者の職に従事している者又は従事した経験が ある者
- (才) 都内の区市町村又は地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に参画(※8) した 実績がある者(事例提供者として参加した場合は除く。)
 - ※8 「地域ケア会議」とは、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される区市町村又は地域包括支援センターが主催する会議をいいます。(法 115 条の 48 第 1 項)

ここでは「参画」とは、原則、地域ケア会議の委員又はオブザーバー等として地域ケア会議の主催者から主任介護支援専門員(又は介護支援専門員)の代表者とし出席を依頼され、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域づくりを行う一員として携わった場合をいいます。(単に事例を提供した場合や傍聴者として参加した場合は参画とはいいません。)

- (加) 都内の区市町村又は地域包括支援センターが実施するケアプラン点検の協力者として、ケアプラン点検を行った実績がある者(事例提供者は除く。)
- (キ) 都内の区市町村又は地域包括支援センター主催の介護支援専門員向け研修の講師又はファシリテーターを行った実績がある者
- (ク) その他、主任介護支援専門員としての役割を実践している者であって、区市町村が認める要件に該当する者(※9)

※9 その他区市町村が認める要件は、勤務先の所在地がある区市町村(別紙1(21~22頁))に 御確認ください。

ウ 主任介護支援専門員としての資質向上要件

主任介護支援専門員としての資質向上を図るため、主任研修を修了した日から令和2年5月1日までの間に以下の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者

- ※他道府県から登録移転(転入)をした場合は、規定中の「東京都」とあるのは「登録移転 前道府県」、「都内」とあるのは「登録移転前道府県内」と読み替えることができるものと します。
 - (7) 国、東京都、都内の区市町村、都内の地域包括支援センター、東京都国民健康保険団体連合会、東京都社会福祉協議会、区市町村社会福祉協議会及び介護支援専門員等の職能団体(※10)が開催する(※11)ケアマネジメントの質の向上を目的とした研修又は主任介護支援専門員として資質向上を図る研修等(※3記載の研修は除く。)(※12~13)に、主任研修又は主任更新研修修了日の属する年度の翌年度から令和元年度までの期間に毎年度4回以上(平成27年度に主任研修を修了した者については、主任研修又は主任更新研修修

了日の属する年度の翌年度から令和元年度までの期間に毎年度4回以上または平成27年度(主任研修を修了した日以降に限る。)から令和元年度までの間に年平均4回以上)(※14)参加した者

本要件の該当研修について詳細を記載しています。提出する研修が該当研修か必ずご確認ください。

- ※10 職能団体とは、原則、東京都介護支援専門員研究協議会、都内の区市町村内にある介護支援専門員連絡会等当該区市町村内の介護支援専門員の団体、日本ケアマネジメント学会及び日本介護支援専門員協会とします。ただし、その他の職能団体(介護支援専門員以外の職種(医師、看護師、理学療法士等)の職能団体が主催の研修等についても、介護支援専門員を対象とした研修等であれば対象とします。その場合は、対象者を確認できる研修主催者が発行した開催通知等を提出してください。
- ※11 開催とは、国、東京都、都内の区市町村、都内の地域包括支援センター、東京都国民健康保 険団体連合会、東京都社会福祉協議会、区市町村社会福祉協議会及び介護支援専門員等の職能団 体が主催(委託事業や共催も含む)であることをいいます。(平成30年度から対象研修の開催主 体を拡充しました。)
- ※12 ケアマネジメントの質の向上を目的とした研修又は主任介護支援専門員として資質向上を図る 研修等とは、講師による講義、演習形式の研修会又は講演会や、事例検討会とします。

なお、研修対象者が「介護支援専門員」又は「主任介護支援専門員」である研修等であって も、以下の研修は該当しないものとします。

【該当とならない研修】

- ○他の職種を養成することを目的とした研修(例:認知症地域支援推進員養成研修、認定調査員 研修等)
- ○区市町村職員、地域包括支援センター職員等を対象とした職員研修のうち、業務内容の説明、業務の流れや段取りに関すること、体制整備に関すること等、職員として業務を行う上で必要な、基本的な知識・技術を習得するための研修は、資質向上の研修とはみなされないため該当しないものとします。(例:東京都地域包括支援センター職員研修事業)
- ○自身のメンタルヘルスやストレス改善に関する研修、マナー・接遇研修
- ○研修のファシリテーターを養成するための研修 (特定の研修のファシリテーターを養成する研修であって、ファシリテーターに当該研修の内容や流れ等の説明に留まるものに限る。)
- ○情報交換会、交流会、意見交換会、集団指導・実地指導
- ※13 研修等に講師又はファシリテーターとして参加した場合は、カウントできません。
- ※14 研修のカウント方法は下表のとおりです。

ただし、要件確認の証明書等は、原則、申込年度の前年度の1か年分(4回分)の提出とし、それ以外の年度は指定の様式への記載により確認します。(前年度に4回以上の研修参加実績がない場合は、主任の有効期間内で4回以上実績がある直近の1か年分を提出)

11 <i>5</i> 4			□ \\	1 1	N.I.	<i>ח</i> ין	
対象	回数のカウント方法						
①受講対象者全て	主任研修又は主任更新研修修了日の属する年度の<u>翌年度</u>から研修申込日の						
【本則】 属する年度の 前年度 までの期間に毎年度4回以上 (例)平成28年度に主任更新研修を修了し、令和2年度に2回目の主任更新研修を 講する場合							
					主任更新研修を受		
	主任更新研修修了年度 研修申込年度						
	平成 28 年 (2016 年度					令和2年度 (2020年度)	
	(算定対象外) 4 回			1回	4回	(算定対象外)	
	毎年度4回以上						
②平成 27 年度まで	平成 27 年度から研修申込日の属する年度の 前年度 までの期間に						
に主任研修を修了						<i>开收</i> 中3 左帝	
した者	(例)令和2年度に主任更新研修を受講する場合 研修申込年度						
【経過措置】	平成 27 年 度 (2015 年度)	平成 28 年 度 (2016 年度)	平成 29 年 度 (2017 年度)	度 (2019年度)			
	2回	4回	5 回	日 4日 5		(算定対象外)	
	((2日	+4 回+5 回-	年平均4 +4回+5回=		5か年=年平均	4日)	

※平成27年度に主任研修を修了した者は、①または②のいずれか一方を満たせば対象とする。

(イ) 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会、日本介護支援専門員協会が開催する 全国大会、東京都介護支援専門員研究協議会が開催する研究大会又は東京都社会福祉協議 会が開催するアクティブ福祉において、ケアマネジメントに関する研究の演習発表等の経 験がある者(※15)

※15 団体発表の場合は当該発表の「代表者」の場合のみ対象とします。

- (ウ) 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- (I) 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、東京都が適当と認める者(※16)
 - ※16 東京都が適当と認める者とは、「主任の有効期間内に主任更新研修の講師又はファシリテーターの経験が毎年度1回以上ある者」をいいます。

「毎年度1回以上」とは、主任研修又は主任更新研修修了日の属する年度の<u>**翌年度**</u>から研修申込日の属する年度の**前年度**までの期間に毎年度1回以上あることをいいます。

(オ) その他、主任介護支援専門員として資質向上を図っている者であって、区市町村が認める要件に該当する者(※17)

※17 その他区市町村が認める要件は、勤務先の所在地がある区市町村(別紙1 (21~22 頁)) に御確認ください。